

## 法学部学生自習のための 演習室使用について

標記について、夏季休業期間を含む7月23日(火)～9月27日(金)の間は、教務係窓口で申込を受け付ける。

使用責任者は、使用希望日の2週間前から前日までに学生証を提示の上、所定の手続きを取ること。

当日の申請は受け付けないので、注意すること。

夏季休業期間

[7月23日(火)～8月27日(金)]

の使用時間は、

午前9時～午後5時

であるので留意されたい。

- ※ 土曜日・日曜日及び祝日は使用できない。
- ※ 8月10日(土)から13日(火)までは法文1号館入館禁止のため、使用できない。

2013年7月16日 法学部